## 平成 26 年度事業所等財務定期監査の結果に基づき講じた措置等

(監査対象:こども家庭局 教育委員会)

## 監査結果の概要 措置内容 措置状況 意 見 (1) 保育所における公金及び準公金にかかる 「公立保育所における公金取り扱い 措置済 マニュアル」及び「公立保育所における 現金取扱いに関するマニュアルの策定につ 準公金取り扱いマニュアル」を平成 27 いて 市立保育所において保育所長が歳入徴収し 年3月に整備し、各保育所に既に周知し ている。また、全保育所に赴き、事務職 者として保護者から徴収している収納事務し は,公金については,延長型保育サービス 員による監査を行い、更に正確・確実で 利用料,幼児主食提供給食費,日本スポー 統一的な事務処理が行われるよう努め ツ振興センター共済掛金,一時保育利用料 ている。 の 4 種類で,このほかに区の分任出納員と して滞納保育料の徴収を行っている。また 準公金(実費徴収現金)については,行事 写真代,修了アルバム代,帽子代,行事経 費等多種類の経費について取り扱ってい る。 こども家庭局では主にシステム操作に関 するマニュアルやそれぞれの業務の事務処 理要領を定めて事務を行っているが,現金 を取り扱う故に必要な帳票や領収書に関す る手順の記載がない。 監査の過程では,調定・消込管理の方法 に保育所毎のばらつきがあることのほか、 保護者への決算報告のない事例,領収証書 の取扱いに関して書き損じた領収証書に× 印をつけていない,年度当初の1枚目が未 使用のままで書損扱いにしていなかった, 未使用の領収証書は使用できなくした上で 保存するかそのまま使い続けるかのいずれ かとされるところ残したまま新年度から新 しい簿冊を使い始めていたといった事例、 通帳と届け出印を一緒に保管している事例 を確認している。

監査結果の概要	措置内容	措置状況
公金・準公金に関し調定から収納,消込,		
領収書の取扱を通じたマニュアルを整備し		
て各保育所に周知することにより,更に正		
確・確実で統一的な事務処理を行われたい。		
(振興課)		